

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十二年十一月二十五日〕  
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方公共団体の臨時・非常勤職員の職種や任用方法、処遇等が多岐にわたること及び各地域が置かれている状況に相違があることに十分配意し、地方公共団体の臨時・非常勤職員の勤務実態及び本法の施行に伴う影響について調査を行い、これを踏まえて地方公共団体に必要な助言及び情報提供を行うこと。

二、本法に定めるもののほか、地方公共団体における非常勤職員の勤務条件の在り方について、実態に即した環境の整備に向け検討すること。

右決議する。